

withコロナでの「(一社)全麺協 そば道段位認定会」開催ガイドラインに関するFAQ

段位認定部

<ガイドラインの位置づけについて>

Q1. ガイドラインには全国一律に適用される事項とありますが、新型コロナウイルスの感染状況には地域差があるので全国一律とはいかないのではないですか。

A1. 感染状況に地域差があるのはその通りです。しかし人の移動が制限されない状況下では、過去の状況は将来を保証できるものではありません。すなわちクラスターは全国どこでも発生する可能性があることから、本ガイドラインは3密対策や基本的な感染予防策など必要最低限な対策をまとめましたものであり、全国一律に適用していただく必要があります。ガイドラインを満たせば開催は可能ですが、満たさなければ開催できないものとお考え下さい。

Q2. 使用する施設の広さや設備などにも違いがあり、施設の使用ルールにも違いがあるものと思います。それでも全国一律に適用すべきなのでしょうか。

A2. 全国一律という全く幅のない基準のように聞こえるかも知れませんが、本ガイドラインは項目別に遵守事項と推奨事項に分かれており、一定の幅の中で応用が可能な構成となっています。全国一律に必ず守っていただく必要がある項目を遵守事項としています。そして記載の内容を推奨するが施設の広さやスタッフの対応などで異なる感染対策が可能なものを推奨事項としています。この推奨事項も含めて広い意味で全国一律に適用いただくのが本ガイドラインの位置づけです。また、施設の利用ルールがある場合は本ガイドラインに優先して施設ルールが適用されるとしています。しかし入館時の検温実施など施設にルールがない場合などは、本ガイドラインを適用し検温を実施することになることを明確にしておきたいと思います。ガイドラインの目的は開催方法を画一的にすることではなく、新型コロナウイルスの感染予防、クラスターの発生防止にあることをご理解いただきたいと思います。

Q3. 本ガイドラインの適用期間はいつまでですか。

A3. 新型コロナウイルス感染の拡大防止が目的ですので、終息するまでの間が適用期間になります。ワクチンや治療薬が開発され、一般に広く使用されるようになるまでは終息は困難かと思われます。しかし、今後新型コロナウイルスに関する新たな知見が得られることと思いますので、本ガイドラインは新しい知見に合致した内容に改変していきます。

Q4. 今後緊急事態宣言や移動自粛の要請などが再び発出されることも考えられますが、予定した認定会の開催についての判断基準はありますか。

A4. 緊急事態宣言ないしはそれに類似する要請下では全ての事業は延期または中止せざるを得ません。県境を越えての移動自粛要請の対象となっている都道府県が含まれる支部でも原則として事業は延期または中止すべきであると考えます。ただし、受験者・審査員・スタッフなど参加者全員が制限対象外かつ同一都道府県のケースがあるのであれば、ガイドラインを遵守して開催は可能と考えています。

<会場の条件や打ち台の配置について>

Q5. ガイドラインに記載のある打ち台の配置方法について具体的に説明してください。

A5. 感染予防の観点から飛沫対策がポイントとなります。打ち台の横の間隔は2mを確保してください。2mの確保が難しい場合は隣の打ち台との間に飛沫防止用のシート(横幅約1.8m×縦は2mの高さから下に1m程度の幅)を設置してください。次に前方の間隔は4m(開会式・閉会式を実施する場合は6m)の間隔を空けてください。尚、初段位・二段位・三段位認定会の場合で前方に4mの間隔が確保できない場合は、背中合わせで2mの間隔を空けた背面配置または、1列のみの配置も可としています。以上の配置が可能な会場では、審査員がフェイスシールドとマスクの着用することを条件に、受験者が技能審査時にマスクを外しても問題ないとしています。もちろん、これは施設の利用ルールでマスクの着脱が認められている場合に限ります。

Q6. 技能審査会場は広くガイドラインに沿った打ち台の配置は可能ですが、審査員のフィジカルディスタンスを確保できる広さの部屋がありません。どうしたら良いでしょうか。

A6. 部屋に拘ることはありません。会場内で適切な広さが確保できるのであればパーティションで区切って審査員コーナーとして設置することも可能です。ただし、審査員の声が聞こえないようにコーナーの周囲には人を近づけないなどの工夫は必要です。そのような対応も不可能であれば、狭い審査員室ではフェイスシールドを着用していただくことになります。これらの対応が難しい場合は、その会場での認定会の開催は不可と判断されることになります。

Q7. 開会式や閉会式は3密になり易いですが、防止策はどうしたら良いですか。

A7. ガイドラインでは開会式・閉会式(合否発表を含む)は行わないことを強く推奨しています。その際は受験者説明用の資料と組合せ表を事前に送付してもらうことで、受付を設けずに受験者には指定した時間に会場してもらい、自身の審査が終了次第帰宅いただくこととしています。合格発表は郵送で行い、後日認定料を振込いただき、振り込み確認後に認定書を郵送する対応を想定しています。ただし、会場の広さとスタッフの対応によっては開会式と閉会式、またはその一方だけは実施が可能となる場合もあるかと思いますので、開会式・閉会式の実施を検討される場合は本部段位認定部までご相談ください。

Q8. 受験者の控室や更衣室は3密になりやすいですが、どのような対策を考えていますか。

A8. 十分広い控室や更衣室の確保が可能な会場もあると思いますが、確保出来ない会場も数多くあるものと思います。まずは開会式を実施せず各自の指定時間に施設に来ていただくことで更衣室での3密を回避することを検討いただきたいと思います。また、ガイドラインでは控室や更衣室の確保を主催者に義務付けていません。このことで事前に着替えて会場いただく場合などに衣服に多少の汚れなどが生じることも想定されますが、このことが審査に影響を与えないよう審査員と申し合わせを行うこととしています。

Q9. 熱中症対策として冷房設備のある会場の利用が推奨されていますが冷房がないと絶対ダメですか。

A9. 6～9月のいわゆるクールビズ実施期間においては熱中症の危険性があり、感染予防としてマスク着用が求められる状況ではその危険性は更に高くなります。よって冷房設備のある施設の利用が強く推奨されますが、国内は南北に広く、施設所在地の標高による気温の違いなどもあることから一律には求めてはいません。しかし、参加者に高齢者が多いことを考慮し、十分な熱中症対策とコロナ対策が両立可能な会場での開催をお願いしたいと思います。

#### <無観客開催の必要性について>

Q10. ガイドラインでは無観客での開催が条件となっていますが、初段位受験者の付き添いや次年度受験予定者の見学希望などがあると思います。その場合は対応しても良いでしょうか。

A10. 観客を受け入れての開催にはいくつかの問題点があります。まずは会場の広さの問題です。打ち台の間隔を拡げる必要がある中、観客席を設けることは密を回避するという感染予防の考え方と逆行することになります。また会場の広さには問題がなくても、観客の感染対策と不測の事態に備えた情報管理への対応が増えることで感染対策の難しさが高まることになります。このことから、やはり無観客での開催が絶対条件となります。身体的な問題などから介助が必要な方には受験申込書に記入していただき、特別に介助者の参加を許可することとしています。この場合介助者にも参加票を記入して持参いただきます。万全の感染対策を実施するために、無観客での開催についてご理解をいただきたいと思います。

#### <マスクの着用時のフィジカルディスタンスについて>

Q11. 参加者全員がマスクを着用することは理解できますが、マスクを着用してもフィジカルディスタンスとして1.5mの間隔を空けることが必要なのですか。

A11. 咳やくしゃみによる飛沫は2～5mの距離に届くと言われています。そのことから、マスクを着用していない場合は、最低2m以上のフィジカルディスタンスが求められています。また、新型コロナウイルスは飛沫だけでなくウイルスが付着した手指に触れることでも感染することがあります。これらのことからマスクを着用していても1.5m程度の間隔を確保すること求められています。ご理解ください。

#### <会場内での飲食について>

Q12. 認定会場内で飲食する場合の注意点について教えてください。

A12. 熱中症予防の水分補給以外の飲食は控えていただくのが良いと考えます。しかし審査員のように会場内で食事をしなければならない場合は、対面を避け、横1.5mの間隔を空け、食事時の会話を控えることが大切です。

#### <審査時の感染リスク低減対策について>

Q15. 菊練りの確認を審査員にお願いする時や終了宣言時に飛沫が飛ぶ可能性があると思いますがいかがでしょうか。

A15. この状況下では感染予防が何よりも優先されますので、菊練りの確認と声に出しての終了宣言はしないこととしています。菊練りはその後の延しの状態で審査を行います。終了宣言は拳手のみで行い、従来通り一歩下がって待機いただくこととします。この時、計時係の確認コールは行わず、後片付けの状態で審査を行うことで審査員と申し合わせたいと思います。尚、これにより計時係は経過時間をコールする1名のみとすることができ、スタッフの密の回避にも通じるものと考えています。

Q16. この状況下で受験者が打ったおそばをスタッフが生舟から別の容器に入れ替え、受験者に持ち帰ってもらう従来のやり方は適切でしょうか。

A16. 感染リスクの低減とスタッフ数の削減を両立させることから、ガイドラインでは生舟を用いずに直接主催者

が用意した持ち帰り容器に収めて審査を受け、受験者が持ち帰ることを推奨しています。やむを得ず生舟を使用する場合でも、スタッフの感染リスクの低減のため、受験者自らが持ち帰り容器に詰め替えて持ち帰ることを徹底する必要があります。この場合、詰め替え場は密にならない場所の確保と対策が必要になります。尚、主催者が生舟の持ち帰りを認めている場合はこの限りではありません。

Q17. 四段位・五段位認定会では切り屑を計量することになっており、計量担当として通常4名程度のスタッフを準備しますが、スタッフ数の削減の中でどのように対応すべきでしょうか。

A17. ガイドラインでは切り屑の計量は行わず審査員に見た目で審査いただくこととしています。また切り屑や使用した打ち粉も受験者にお持ち帰りいただくこととしています。この対応で従来と比べ4名程度の会場係の削減が可能となり、ゴミ処理の負担軽減にも通じます。そして何よりも全国審査員の審査力があればこの対応でも十分公正・公平な審査が可能と思われます。尚、スタッフによる手洗いバケツの中の異物検査については不正行為防止の溜ため、これまで通り実施していただきます。

#### <小規模認定会の実施について>

Q18. 初二段認定会を主催して来た団体が開催しないことを決定した場合、全麵協認証そば道場が小規模な認定会を主催することは可能ですか。また、その時の審査員数はどのように考えたらよろしいですか。

A18. 従来の主催者団体が開催しない場合は、認証そば道場からの開催申請があれば、ガイドラインの遵守状況を確認のうえ認める方向で検討しています。その際、年度あたりの開催回数や審査員の人数・選任方法については柔軟に対応することで考えています。各支部とも協議をして決定したいと考えています。

Q19. 認証そば道場での小規模認定会や、1組当たりの受験者数が減少した場合の審査員の人数についてはどのように考えていますか。

A19. 1組当たりの平均受験者が10～12名の場合：審査員5名、7～9名の場合：4名、6名以下の場合：3名を基準に考えていますが、各支部とも協議をして決定したいと考えています。

#### <本部からの経費支援や感染予防アイテムの調達などについて>

Q20. 打ち台の配置でフィジカルディスタンスを確保すると1日当たりの受験者の受け入れ人数が減少します。更に初段位の受験料は令和7年度まで減額措置となり、受験料収入が減少することから段位認定会の開催が予算面から厳しくなります。このことを踏まえ、本部や支部からの経費支援は検討されていますか。

A20. 初段位の受験料減額分については本部として補填を予定しています。しかし、本部予算の現状からはそれを超える部分の支援は難しいと考えています。本件に関しては支部とも検討を行う予定ですが、最終的には主催者に開催のご判断をお願いすることになると考えます。

Q21. 飛沫防止シートを含む感染予防アイテムを準備するにあたり予算的支援はありますか。また、アイテムによっては入手が困難な物もあるように思いますが、本部または支部で一括購入を行い、主催者への支給や貸与することを検討いただけますか。

A21. 上述の通り、本部予算の現状からは予算面での支援は難しいです。予算面と併せて調達方法についても支部と相談し、適切な調達方法を検討したいと思いますが、最終的には主催者にお願いすることになるのではないかと考えます。

Q22. 予定した認定会が緊急事態宣言などにより延期・中止となった場合、会場のキャンセル料などの費用の負担や受験者への返金の対応などはどう考えれば良いですか。

A22. 新型コロナウイルス感染に関しての特別な対応策は現時点ではありませんが、緊急事態宣言が発出される期間内であれば施設側から返金されることもありますので確認してください。

#### <認定年度の取り扱いについて>

Q23. 新型コロナウイルス感染の影響で令和元年度に予定していた三段位認定会が延期になりました。仮に令和2年度に開催される三段位認定会で合格した場合、四段位に受験資格が生じるのは2年度後の令和4年度になるのでしょうか。

A23. 令和元年度の受験申込済みで延期・または中止になった方の場合、上位段への受験資格の年度起算は令和元年度とする柔軟な取扱いにしたいと考えています。新型コロナウイルス感染の終息がいつになるかは解りませんが、受験者の不利にならないよう可能な限り柔軟な対応を行いたいと思います。ただし、認定証の日付は実際の認定会実施年月となることはご承知いただきたいと思います。

Q24. 毎年8月に開催している認定会が新型コロナウイルスの影響で11月の開催となりました。翌年は通常通り8月に開催したいと考えています。例えばこれが三段位認定会の場合、今年11月に不合格となった方は来年8月の認定会では再受験までの期間を満たさないこととなりますが、受験資格はどのように考えたら良いでしょうか。

A24. お問い合わせの件は起こり得る事例と思います。受験者の不利にならないよう可能な限り柔軟な対応を行いたいというのが基本の考え方ですので、このような事例の場合には、受験資格を認めることとしたいと考えます。

<不測の事態への対応策について>

Q25. 万が一感染者が発生した場合、関係者への連絡はどうするのですか。

A25. 受験者と付き添い者だけでなくスタッフや審査員も含め当日の参加者全員に「参加票」を提出していただき、それを主催者事務局で保管いただきます。参加票には連絡手段の他に、ご自身の体調の他に濃厚接触者に体調不良や海外渡航歴のある方がいないか、また当日の交通手段や同行者の有無などを記載し当日来場時に提出いただくことにしています。不幸にして感染者が発生した場合は「参加票」を基に主催者から関係者と連絡していただきます。また、関係機関からの求めに応じて情報提供を行います。「参加票」に記載された個人情報はこの連絡・情報提供用によりのみ活用し、他には一切使用しません。「参加票」は認定会開催後3か月を目途に主催者側により適切に廃棄されます。

Q26. 不測の事態に備えて参加者全員、保険へ加入する必要はないでしょうか。

A26. イベント時の新型コロナウイルス感染用の保険は現状では適当なものが無いようです。その意味からも感染予防を徹底することが重要と考えます。